

令和6年第3回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和6年8月

目 次

議案第84号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について……………	1
	(健康福祉部国保年金課)	
議案第85号	財産の取得について……………	2
	(消防局消防総務課)	
議案第86号	市道の路線の認定について……………	3
	(建設部建設管理課)	
議案第87号	公の施設の指定管理者の指定について……………	4
	(教育委員会生涯学習部生涯学習課)	
議案第88号	請負契約の締結について……………	5
	(都市部都市整備課)	
議案第89号	請負契約の締結について……………	7
	(都市部都市整備課)	
議案第90号	請負契約の締結について……………	8
	(都市部都市整備課)	
議案第91号	請負契約の締結について……………	9
	(都市部区画整理課)	
議案第92号	請負契約の変更について……………	11
	(建設部道路建設課)	

議案第93号	東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の制定について……………	13
	(教育委員会生涯学習部生涯学習課)	
議案第94号	財産区特別会計設置条例の一部改正について……………	20
	(財務部管財課)	
議案第95号	東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について……………	21
	(健康福祉部生活福祉課)	
議案第96号	東広島市国民健康保険条例の一部改正について……………	22
	(健康福祉部国保年金課)	
議案第97号	東広島市都市公園条例の一部改正について……………	23
	(都市部都市整備課)	

議案第 8 4 号

広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

(健康福祉部国保年金課)

1 提案の要旨

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、被保険者証及び被保険者資格証明書が廃止され、電子資格確認を受けることができない状況にある被保険者等に対し資格確認書等の交付等の措置を講ずることに伴い、関係市町において行う事務について所要の規定の整備を行うため、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関し協議しようとするものである。

2 規約の変更年月日

令和 6 年 1 2 月 2 日

(根拠法令)

地方自治法

第 2 9 1 条の 1 1 第 2 8 4 条第 3 項、第 2 9 1 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 2 9 1 条の 1 3 において準用する第 2 8 9 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 85 号

財産の取得について

(消防局消防総務課)

1 提案の理由

東広島市消防団河内方面隊河内南分団並びに黒瀬方面隊上黒瀬分団及び中黒瀬分団に配備する小型動力ポンプ付積載車を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 小型動力ポンプ付積載車
- (3) 数量 3 台

3 取得価格

2,904 万円

4 相手方

東広島市安芸津町風早 3 1 3 3 番地の 2
中下モータース有限公司
代表取締役 中 下 智 洋

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければ
ならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは
動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若し
くは売払いとする。

議案第 86 号

市道の路線の認定について

(建設部建設管理課)

提案の要旨

一般交通の用に供するため、次の路線を市道として認定しようとするものである。

路線名	認定の理由
寺家北 63 号線	住宅団地内の道路を市道として認定し、一般交通の用に供する必要がある。
寺家北 64 号線	
田口東 59 号線	
下三永 70 号線	
助実 42 号線	
高屋西 18 号線	街路整備事業に伴う新設道路を市道として認定し、一般交通の用に供する必要がある。
寺家中央線	

(根拠法令)

道路法

第 8 条

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第 87 号

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部生涯学習課)

1 提案の理由

文化・学習センターの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市市民文化センター	公益財団法人東広島市 教育文化振興事業団 理事長 市場 一也	東広島市西条西本町 28 番 6 号
東広島市黒瀬生涯学習センター		
東広島市豊栄生涯学習センター		
東広島市安芸津生涯学習センター		

(2) 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(根拠法令)

地方自治法

第 244 条の 2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 88 号

請負契約の締結について

(都市部都市整備課)

1 提案の理由

令和 6 年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（建築）の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市西条町田口

(2) 工事の内容

建築一式工事

ア 体育館

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

3 階建て

延べ面積 1 万 4 0 9 平方メートル

イ エネルギーセンター

鉄筋コンクリート造

2 階建て

延べ面積 5 4 6 平方メートル

ウ 駐輪場

鉄骨造

平屋建て

延べ面積 1 1 4 平方メートル

(3) 契約金額

4 億 3, 5 3 3 万 6, 0 0 0 円

(4) 契約の相手方

東広島市西条土与丸四丁目 2 番 4 8 号

平原建設株式会社

代表取締役 大 武 麻吏那

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和8年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 89 号

請負契約の締結について

(都市部都市整備課)

1 提案の理由

令和 6 年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（電気）の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市西条町田口

(2) 工事の内容

電気設備の改修に係る工事一式（電灯設備工事、受変電設備工事、発電設備工事等）

(3) 契約金額

4 億 2, 5 1 5 万円

(4) 契約の相手方

広島市東区二葉の里一丁目 1 番 4 2 号

日本電設工業株式会社 中国支店

支店長 松 井 研 二

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第90号

請負契約の締結について

(都市部都市整備課)

1 提案の理由

令和6年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（機械）の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市西条町田口

(2) 工事の内容

機械設備の改修に係る工事一式（空気調和設備工事、換気設備工事、衛生器具設備工事等）

(3) 契約金額

5億8,960万円

(4) 契約の相手方

東広島市西条土与丸四丁目414番3
ダン環境設備株式会社 東広島営業所
所長 政本邦義

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和8年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第91号

請負契約の締結について

(都市部区画整理課)

1 提案の理由

令和6年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事(6-2)の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市八本松町飯田及び原並びに八本松南二丁目

(2) 工事の内容

土木一式工事

ア 道路改良

(ア) 掘削工 1万2,930立方メートル

(イ) 盛土工 1万2,860立方メートル

(ウ) 舗装工 7,321平方メートル

(エ) 街渠側溝工 193メートル

イ 雨水函渠

(ア) 開削工 141メートル

(イ) マンホール工 4基

ウ 雨水管渠

(ア) 開削工 182.2メートル

(イ) マンホール工 2箇所

(ウ) 取付管及びます工 8箇所

エ 污水管渠

(ア) 開削工 185メートル

(イ) マンホール工

組立1号 1箇所

小型 2箇所

(ウ) 取付管及びます工 8箇所

(3) 契約金額

4億1,250万円

(4) 契約の相手方

東広島市豊栄町安宿5015番地の5

株式会社東豊建設

代表取締役 一 楽 日 月

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和8年7月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第92号

請負契約の変更について

(建設部道路建設課)

1 変更の理由

令和5年6月29日議決第119号により議決を経た令和5年度幹線市道整備事業正力西1号線・正力飯田線道路改良工事の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
5億3,234万5,000円	5億9,692万3,800円	6,457万8,800円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市八本松町正力

(2) 契約の相手方

シンクコンストラクション・シンクファーム特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条土与丸一丁目5番55号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正路 隆弘

構成員 東広島市高屋町檜山779番地3

シンクファーム株式会社

代表取締役 加藤 卓

(3) 工期

令和5年6月30日から令和7年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第93号

東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の制定について

(教育委員会生涯学習部生涯学習課)

1 制定の理由

市民の交流の活性化を図るとともに、市民の学習ニーズに対応することにより、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、東広島市高屋情報ラウンジ（以下「高屋情報ラウンジ」という。）を設置し、その管理運営に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 位置（第2条関係）

高屋情報ラウンジの位置は、東広島市高屋町中島450番地5とする。

(2) 施設（第3条関係）

高屋情報ラウンジに置く施設は、次のとおりとする。

ア 交流センター

イ 東広島市立高屋図書館

ウ アに掲げるものに附帯する施設

(3) 事業（第4条関係）

高屋情報ラウンジで行う事業は、次のとおりとする。

ア 地域資源を活用した人の来館及び多様な交流の促進並びに地域住民の交流の場の創出に関する事。

イ 市民一人一人の関心及び学習に対する情報提供並びに学習活動の支援の促進に関する事。

ウ 学習の成果を生かすための展示会、発表会等の開催及びその奨励に関する事。

エ 東広島市立図書館設置及び管理条例に規定する事業に関する事。

オ アからエまでに掲げるもののほか、高屋情報ラウンジの設置の目的を達成

するために必要な事業に関すること。

(4) 指定管理者による管理（第5条関係）

ア 東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、高屋情報ラウンジの管理を法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

イ 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(ア) (3)アからウまで及びオに掲げる事業を行うこと。

(イ) (2)ア及びウに掲げる施設並びにこれらの附属設備（以下「施設等」という。）の使用の許可に関すること。

(ウ) 高屋情報ラウンジの維持及び修繕に関すること。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務を行うこと。

(5) 開館時間（第6条関係）

ア 交流センターの開館時間は、午前7時30分から午後8時までとする。ただし、教育委員会（高屋情報ラウンジの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者。イ、(6)イ、(7)ア及びイ並びに(8)から(11)までにおいて同じ。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

イ アにかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、アの開館時間を変更することができる。

ウ 指定管理者は、イに定めるところにより開館時間を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(6) 休館日（第7条関係）

ア 交流センターは、年中無休とする。

イ アにかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、交流センターを臨時に休館することができる。

(7) 使用の許可等（第8条関係）

ア (3)アからウまで及びオに掲げる事業の目的で施設等を使用しようとする者（個人使用をしようとする者を除く。）は、あらかじめ、教育委員会規則の定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

イ 教育委員会は、アの許可をする場合において、施設等の管理運営上必要と認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

ウ 施設等の使用料は、無料とする。

(8) 許可の基準（第9条関係）

教育委員会は、施設等の使用の許可の申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

ア 当該申請に係る使用が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

イ 当該申請に係る使用により施設等が損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

ウ 施設等の使用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

エ 営利を目的とする活動のために使用するとき。

オ 施設等の管理運営上支障があると認めるとき。

カ アからオまでに掲げるもののほか、申請者に施設等を使用させることが適当でない事由があると認めるとき。

(9) 許可の取消し等（第10条関係）

教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可（アからウまでにおいて「許可」という。）を取り消し、若しくは変更し、若しくは当該許可に付した許可の条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は行為の中止、変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

ア 許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは命令に違反したとき。

イ 使用者が(7)イに定めるところにより付された許可の条件に違反したとき。

ウ 使用者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

エ (8)アからカまでに掲げるもののいずれかに該当することが判明したとき。

オ 災害その他緊急やむを得ない事由により施設等を公用又は公共用に供する

必要が生じたとき。

カ アからオまでに掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認める
とき。

(10) 行為の禁止（第12条関係）

何人も、高屋情報ラウンジにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。
ただし、ア又はウからオまでに該当する行為であつて、特に教育委員会の許可
を受けたものについては、この限りでない。

ア 所定の場所以外の場所で飲食し、又は火気を使用すること。

イ 所定の場所以外の場所で喫煙すること。

ウ 立入りを禁じられた区域に立ち入ること。

エ 施設等をその用途以外に使用すること。

オ 大声を発すること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、高屋情報ラウンジの管理運営上支障が
あると認められる行為をすること。

(11) 入場の制限（第13条関係）

教育委員会は、次のいずれかに該当する者に対し、高屋情報ラウンジへの入
場を拒み、又は高屋情報ラウンジからの退去を命ずることができる。

ア 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になると認められる物を携帯する者

イ 施設等を損傷し、汚損し、若しくは滅失し、又はこれらの行為をするおそ
れがあると認める者

ウ 公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあると認める者

エ アからウまでに掲げるもののほか、高屋情報ラウンジの管理運営上支障が
あると認める者

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア イに掲げる規定以外の規定 令和7年5月31日までの間において教育委
員会規則で定める日

イ 施設等及び交流施設の使用の許可等に関する規定 令和8年4月1日

(2) 準備行為

施設等の使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、(1)イに掲

げる日前においても行うことができる。

(3) 東広島市立図書館設置及び管理条例の一部改正

ア 名称及び位置

新たに設置する地域図書館の名称は東広島市立高屋図書館（以下「高屋図書館」という。）とし、その位置は東広島市高屋町中島450番地5とする。

イ 開館時間

高屋図書館の開館時間は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める時間とする。

(ア) フリースペース以外の施設 午後零時から午後8時まで（土曜日にあつては、午前10時から午後6時まで）

(イ) フリースペース 午前零時から午後12時まで

ウ 休館日

高屋図書館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、フリースペースには、休館日を設けないものとする。

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（(イ)に掲げる日を除く。）

(エ) 館内整理日

(オ) 特別整理日

エ 行為の禁止

何人も、図書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、交流施設において(ア)、(イ)、(ウ)、(キ)又は(ク)に該当する行為を行う場合であつて、特に教育委員会の許可を受けたものについては、この限りでない。

(ア) 所定の場所以外の場所で飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。

(イ) 立入りを禁じられた区域に立ち入ること。

(ウ) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物を携帯すること。

(エ) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為をすること。

(オ) 指定された場所以外の場所に車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。

(カ) 図書館の施設及び附属設備、備付物品又は図書館資料を損傷し、汚損し、又は滅失すること。

(キ) 図書館の施設及び附属設備をその用途以外に使用すること。

(ク) 大声を発すること。

(ケ) (ア)から(ク)までに掲げるもののほか、図書館の管理運営上支障があると認められる行為

オ 利用の制限

教育委員会は、エ(ア)から(ケ)までのいずれかに該当する者又はそのおそれがあると認める者に対し、図書館の利用を拒み、又は退館を命ずることができる。ただし、エの許可を受けた場合は、この限りでない。

カ 使用の許可等

(ア) 交流施設を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(イ) 交流施設の使用料は、無料とする。

(4) 東広島市立図書館設置及び管理条例の一部改正に伴う準備行為

交流施設の使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、(1)イに掲げる日前においても行うことができる。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範圍その他必要な事項を定めるものとする。

図書館法

- 第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

議案第94号

財産区特別会計設置条例の一部改正について

(財務部管財課)

1 改正の要旨

東広島市造賀財産区の廃止に伴い、東広島市造賀財産区特別会計を廃止しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

(根拠法令)

地方自治法施行令

第222条 前編第5章の規定は、財産区について準用する。ただし、条例で特別の定めを設けることができる。

議案第95号

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する条例の一部改正について

(健康福祉部生活福祉課)

1 改正の要旨

児童手当法の一部改正により、特例給付が廃止されることに合わせて、個人番号を独自に利用する事務のうち、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関するものに係る個人番号の利用範囲について所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 施行期日

令和6年10月1日

(根拠法令)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第9条

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（一略）又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

一略一

議案第 96 号

東広島市国民健康保険条例の一部改正について

(健康福祉部国保年金課)

1 改正の理由

国民健康保険法の一部改正により、国民健康保険の被保険者証が廃止されることに合わせて、被保険者証の返還に応じない場合の罰則規定その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

国民健康保険の被保険者が、被保険者証の返還に応じない場合の罰則規定を削除する。(第 16 条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 6 年 12 月 2 日

(2) 経過措置

施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(根拠法令)

国民健康保険法

第 127 条 市町村は、条例で、第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し 10 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

議案第97号

東広島市都市公園条例の一部改正について

(都市部都市整備課)

1 改正の理由

有料公園施設として東広島運動公園にフットサルコートを新たに設置するとともに、当該施設の使用料の額等を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 東広島運動公園にフットサルコート（以下「施設」という。）を新たに設置する。（別表第1関係）

(2) 施設の開園日は、1月4日から12月27日までの日（次に掲げる日を除く。）とする。（別表第2関係）

ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日）

イ 休日（土曜日である日を除く。）の翌日（休日の翌日が土曜日、休日又はアに定める日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その直後の日曜日及び休日等でない日）

(3) 施設の利用時間は、次のとおりとする。（別表第2関係）

区 分	利用時間
1月から3月まで	午前9時から午後5時まで
11月及び12月	
4月から10月まで	午前9時から午後6時まで

(4) 施設の使用料の額を次のとおり定める。（別表第3関係）

単 位	区 分	利用者の区分	使用料の額
1時間当たり	1面につき	児童及び生徒	610円
		学生及び一般	1,230円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年10月21日等

(2) 経過措置

使用の許可及び使用料の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

都市公園法

第18条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（－略－）で定める。

